

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
6	公営住宅の管理に関する事務 基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

滋賀県知事は、県営住宅の管理に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために十分な措置を行い、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

評価実施機関名

滋賀県知事

公表日

令和8年2月6日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	公営住宅の管理に関する事務
②事務の概要	滋賀県では、住宅の安定的な供給を図るため、県営住宅を整備し、住宅困窮者へ提供している。 特定個人情報ファイルを使用して具体的に実施する事務 ・県営住宅入居者の収入申告の受理 ・家賃・敷金の決定、減免・入居申込みの受理、審査、認定、通知 ・同居承認、入居承継承認 ・異動、名義変更 といった諸申請の処理等を行う。
③システムの名称	公営住宅管理システム、中間サーバー、団体内統合宛名システム
2. 特定個人情報ファイル名	
公営住宅管理システムファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号。以下「番号法」という。)第9条第1項、別表の27の項 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表の主務省令で定める事務を定める命令(平成26年内閣府・総務省令第5号)第18条
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	[実施する] ＜選択肢＞ 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
②法令上の根拠	【情報照会】 番号法第19条第8号 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第十九条第八号に基づく 利用特定個人情報の提供に関する命令(令和6年デジタル庁・総務省令第9号)第2条の表の53の項、 第55条第1号 【情報提供】 情報提供は行わない。
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	滋賀県土木交通部住宅課
②所属長の役職名	課長
6. 他の評価実施機関	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	総合企画部県民活動生活課県民情報室 所在地 〒520-8577 滋賀県大津市京町四丁目1番1号 電話番号 077-528-3121 土木交通部住宅課 所在地 〒520-8577 滋賀県大津市京町四丁目1番1号 電話番号 077-528-4234
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	土木交通部住宅課 所在地 〒520-8577 滋賀県大津市京町四丁目1番1号 電話番号 077-528-4234
9. 規則第9条第2項の適用	
適用した理由	[]適用した

II しきい値判断項目

1. 対象人数	
評価対象の事務の対象人数は何人か	<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和8年1月28日 時点
2. 取扱者数	
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人未満] <選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和8年1月28日 時点
3. 重大事故	
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし] <選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

III しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[基礎項目評価書]	<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書	
2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。		
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要なない情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託		[○]委託しない
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。)		[○]提供・移転しない
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続		[○]接続しない(入手) [○]接続しない(提供)
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 人手を介在させる作業		
人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	マイナンバー取得の際は、本人がマイナンバーを記入した指定の様式とマイナンバーカードを併せて対面で提出していただき、その場で誤りのないことを本人と一緒に確認しており、そのほかの方法では取得していない。前述の指定の様式は職員のみが持ち運ぶことができるとしており、所属内で保管する際は施錠可能な棚に保管することを徹底している。また、マイナンバーを住宅管理システムに登録する際は指定管理者がシステムに入力したものを職員が確認している。更新時にも同様の手続である。	

9. 監査			
実施の有無	[<input checked="" type="radio"/>] 自己点検 [] 内部監査 [] 外部監査		
10. 従業者に対する教育・啓発			
従業者に対する教育・啓発	[] 十分に行っている []	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない	
11. 最も優先度が高いと考えられる対策		[]全項目評価又は重点項目評価を実施する	
最も優先度が高いと考えられる対策	[8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策] <選択肢> 1) 目的外の入手が行われるリスクへの対策 2) 目的を超えた紐付け、事務に必要なない情報との紐付けが行われるリスクへの対策 3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策 4) 委託先における不正な使用等のリスクへの対策 5) 不正な提供・移転が行われるリスクへの対策(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) 6) 情報提供ネットワークシステムを通じて目的外の入手が行われるリスクへの対策 7) 情報提供ネットワークシステムを通じて不正な提供が行われるリスクへの対策 8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策 9) 従業者に対する教育・啓発		
当該対策は十分か【再掲】	[] 十分である []	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている	
判断の根拠	特定個人情報を含む書類やUSBメモリは、施錠できる棚に保管することを徹底している。USBメモリは基幹層端末と住宅管理システムのみに使用する端末のみ使用可能であり、いずれも所属内で管理している。特定個人情報を含む書類の廃棄の際は、所属内のシュレッダーによって廃棄する。		

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成28年4月1日	I 関連情報 5.評価実施機関における担当部署 (2)所属長	課長 崎山 薫	課長 中井 敏勝	事後	
平成28年4月1日	I 関連情報 7.特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求 請求先	総合政策部県民活動生活課県民情報室	県民生活部県民活動生活課県民情報室	事後	
平成30年4月1日	I 関連情報 5.評価実施機関における担当部署 (2)所属長	課長 中井 敏勝	課長 小川 長利	事後	
平成31年3月19日	I 関連情報 5評価実施機 関における担当部署 ②所属 長の役職名	課長 小川 長利	課長	事後	様式の変更による。
平成31年3月19日	II しきい値判断項目 1.対象 人数 いつ時点の計数か	平成28年3月1日 時点	平成31年3月19日 時点	事後	
平成31年3月19日	II しきい値判断項目 2.取扱 者数 いつ時点の計数か	平成28年3月1日 時点	平成31年3月19日 時点	事後	
平成31年3月19日	IV リスク対策 1.提出する個 人情報保護評価書の種類	—	基礎項目評価書	事後	様式の変更による。
平成31年3月19日	IV リスク対策 2.特定個人情 報の入手(情報提供ネットワー クを通じた入手を除く。)目的 外の入手が行われるリスクへ の対策は十分か	—	十分である	事後	様式の変更による。
平成31年3月19日	IV リスク対策 3.特定個人情 報の使用 目的を超えた紐付 け、事務に必要な情報との 紐付けが行われるリスクへの 対策は十分か	—	十分である	事後	様式の変更による。
平成31年3月19日	IV リスク対策 3.特定個人情 報の使用 権限のない者(元 職員、アクセス権のない職員 等)によって不正に使用される リスクへの対策は十分か	—	十分である	事後	様式の変更による。
平成31年3月19日	IV リスク対策 4.特定個人情 報ファイルの取扱いの委託 委託先における不正な使用等 のリスクへの対策は十分か	—	十分である	事後	様式の変更による。
平成31年3月19日	IV リスク対策 5.特定個人情 報の提供・移転 不正な提供・ 移転が行われるリスクへの対 策は十分か	—	提供・移転しない	事後	様式の変更による。
平成31年3月19日	IV リスク対策 6.情報提供 ネットワークシステムとの接続 目的外の入手が行われるリス クへの対策は十分か	—	十分である	事後	様式の変更による。
平成31年3月19日	IV リスク対策 6.情報提供 ネットワークシステムとの接続 不正な提供・移転が行われる リスクへの対策は十分か	—	接続しない(提供)	事後	様式の変更による。
平成31年3月19日	IV リスク対策 7.特定個人情 報の保管・消去 特定個人情 報の漏えい・滅失・毀損リスク への対策は十分か	—	十分である	事後	様式の変更による。
平成31年3月19日	IV リスク対策 8.監査 実施 の有無	—	[○]自己点検 [] 内部監査 [] 外部監査	事後	様式の変更による。
平成31年3月19日	IV リスク対策 9.従業員に對 する教育・啓発	—	十分に行っている	事後	様式の変更による。
平成31年4月1日	I 関連情報 7.特定個人情 報の開示・訂正・利用停止請 求 請求先	県民生活部県民活動生活課県民情報室 所在地 〒520-8577 滋賀県大津市京町四 丁目1番1号 電話番号 077-528-3121 土木交通部住宅課 所在地 〒520-8577 滋賀県大津市京町四 丁目1番1号 電話番号 077-528-4234	総合企画部県民活動生活課県民情報室 所在地 〒520-8577 滋賀県大津市京町四 丁目1番1号 電話番号 077-528-3121 土木交通部住宅課 所在地 〒520-8577 滋賀県大津市京町四 丁目1番1号 電話番号 077-528-4234	事後	組織名の変更
令和3年3月26日	II しきい値判断項目 1.対象 人数 いつ時点の計数か	平成31年3月19日 時点	令和3年1月15日時点	事後	様式の変更による。
令和3年3月26日	II しきい値判断項目 2.取扱 者数 いつ時点の計数か	平成31年3月19日 時点	令和3年1月15日時点	事後	様式の変更による。
令和3年9月9日	I 関連情報 4.情報提供ネッ トワークによる情報連携	【情報照会】 番号法第19条第7号	【情報照会】 番号法第19条第8号	事後	様式の変更による。

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和8年1月30日	I 関連情報 4.個人情報の利用 法令上の根拠	別表第一の19の項	別表の27の項	事後	
令和8年1月30日	I 関連情報 4.個人情報の利用 法令上の根拠	番号法別表第一の主務省令で定める事務を定める命令	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表の主務省令で定める事務を定める命令	事後	
令和8年1月30日	I 関連情報 4.情報提供ネットワークによる情報連携 ②法令上の根拠	番号法別表第二の31の項 番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(平成26年内閣府・総務省令第7号)第22条	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第十九条第八号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令(令和6年デジタル庁・総務省令第9号)第2条の表の53の項、第55条第1号	事後	
令和8年1月30日	II しきい値判断項目 1.対象人数	1万人以上10万人未満	1,000人以上1万人未満	事後	
令和8年1月30日	II しきい値判断項目 1.対象人数 いつ時点の計数か	令和3年1月15日時点	令和8年1月28日時点	事後	
令和8年1月30日	IV リスク対策 8.人手を介在させる作業	—	(様式変更により追加)	事後	
令和8年1月30日	IV リスク対策 11.最も優先度が高いと考えられる対策	—	(様式変更により追加)	事後	